

## 交野市広告入り窓口用封筒の寄付の募集要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、交野市の窓口で交付された証明書等を入れる封筒について、広告入り窓口用封筒の無償提供者を募集するにあたり、広告入り窓口用封筒仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき、必要な事項を定める。

### (募集内容、期間及び提出方法)

第2条 広告入り窓口用封筒(以下「窓口封筒」という。)の寄付の募集は市ホームページ上で行い、募集期間については2週間程度を設けるものとする。募集期間内に応募がないときは、募集期間を延長する場合があるが、募集期間を過ぎての提出は無効とする。

提出方法は、持参または郵送にて受け付ける。なお、持参の場合は開庁日の午前9時から午後5時30分とし、郵送の場合は締切日当日の消印を有効とする。

### (窓口封筒設置期間)

第3条 窓口封筒の設置期間は3年間とする。ただし、市は窓口封筒を寄付しようとする者(以下「寄付者」という。)と協議のうえ、設置期間を変更することができる。

### (窓口封筒及び広告掲載の規格)

第4条 窓口封筒及び広告掲載の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

窓口封筒の大きさ

ア 角形2号相当(予定枚数4万枚)(年間)

イ 角形6号相当(予定枚数1万5千枚)(年間)

広告掲載面積

表面・裏面とも封筒面積の40%以下とし、残りのスペースを市の記載部分とする。

#### (公募要件)

第5条 寄付者は、次の各号の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。)でないこと。
- (3) 法人税または所得税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税を完納していること。
- (4) 過去3年間で他の地方公共団体への現物納付実績があること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者からの応募は受け付けない。

#### (質問の受付及び回答)

第6条 応募にあたり不明な点がある場合は、下記のとおり質問書を提出することができる。

- (1) 質問書は別紙(様式3)とし、提出方法は電子メールによるものとする。
- (2) 質問への回答は、公募による提出書類を提出した者全てに、質問者名を伏し、電子メールにより回答する。

#### (公募方法及び提出書類)

第7条 寄付を希望する者は、市が定める募集期間内に次の各号に定める全ての書類を市に直接提出しなければならない。

- (1) 広告入り窓口用封筒寄付申出書(様式1)
- (2) 法人登記簿謄本(発行3ヶ月以内のもの)
- (3) 納税証明書(第5条3号に関する発行3ヶ月以内のもの)
- (4) 会社概要、個人事業主の場合は身元証明

- (5) 封筒の見本
- (6) 企画書(年間スケジュール及び企画案)
- (7) 暴力団等の排除に関する誓約書(様式2)

(選定方法等)

第8条 募集期間終了後、1者のみの応募の場合、公募要件及び仕様書の内容を満たしている場合はその1者を選定するものとする。2者以上の応募があった場合は、交野市広告入り窓口用封筒の寄付者選定審査実施要綱に基づき、くじによる抽選により1者を選定する。

- 2 選定の結果については、市ホームページにて公表するとともに、応募者全員に文書にて通知する。
- 3 選定までの審査の経緯等は公表しない。また、審査結果に対しての意義申し立ては一切受け付けないものとする。
- 4 選定された寄付者は市と確認書を締結する。

(その他)

第9条 公募にかかる書類の提出に関する費用は、全て応募者の負担とし、提出された書類は原則として返却しない。また、この要綱に定めのない事項については、選定委員会を開催し、協議のうえ決定する。

【問合せ及び提出先】

〒576-8501

大阪府交野市私部1丁目1番1号

交野市役所 市民部 市民課

TEL072-892-0121

simin@city.katano.osaka.jp